明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八二）　一
○独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一四三）　二
〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一七五）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一四七九～一四八六）　四
○保安林の指定を解除する件（同一四八七）　五
○肥料を登録した件（同一四八八）　六
〔人事異動〕
環境省
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委四〇）　六
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委六七）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

省令

○総務省令第八十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第三及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十六日

総務大臣　武田　良太

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務）	（法別表第一の総務省令で定める事務）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2～165　略］	［2～165　同上］
166　法別表第一の百九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	166　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　建築士法第十条の三第一項若しくは第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	七　建築士法第十条の二の二第一項若しくは第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［八　略］	［八　同上］
167　法別表第一の百十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	167　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　建築士法第十条の三第一項若しくは第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	三　建築士法第十条の二の二第一項若しくは第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
［四　略］	［四　同上］
［168～180　略］	［168～180　同上］
（法別表第三の総務省令で定める事務）	（法別表第三の総務省令で定める事務）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
［2～56　略］	［2～56　同上］